

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 刑 事 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 2 6 号
令 和 3 年 3 月 1 2 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

建築物等に係る死傷を伴う事故等の捜査における関係機関との協力について(通達)

建築物等(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物又は第66条若しくは第88条第1項若しくは同条第2項に規定する工作物をいう。以下同じ。)の利用に伴う事故又は建築物等における火災(以下「建築事故等」という。)により死傷の結果が発生し、警察が捜査を行う場合における国土交通省及び特定行政庁(同法第2条第35号に掲げる特定行政庁をいう。以下同じ。)(以下「関係機関」という。)との協力に係る基本的な考え方や連携の在り方等については、下記のとおりとされているので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、国土交通省と協議済みである。

また、「建築物等に係る死傷を伴う事故等の捜査における関係機関との協力について」(平成27年6月1日付け警察庁丁捜一発第63号)は廃止する。

記

1 基本的考え方

建築事故等に係る捜査を行う都道府県警察においては、関係機関による原因究明を通じた同種事案の再発防止措置に資するため、引き続き、当該関係機関と連携する必要がある。

2 関係機関との連携の在り方

(1) 特定行政庁による立入検査等への協力

特定行政庁から建築事故等の現場における報告徴収、物件の提出、立入検査等(以下「立入検査等」という。)の協力を要請された場合には、原則としてこれに応じるものとする。ただし、建築事故等が発生した直後であり、現に実施している検証作業等を中断しなければならないなど、当該立入検査等により捜査に支障がある場合には、協力が可能となる時期の見込み等について、特定行政庁と調整すること。

(2) 国土交通省による立入検査等への協力

国土交通省からの立入検査等に係る協力の要請は、特定行政庁又は警察庁刑事局捜査第一課(以下「警察庁捜査第一課」という。)を通じて行われることに留意すること。

当該要請については前記(1)と同様、原則として応じるものとするが、捜

査に支障がある場合には、協力が可能となる時期の見込み等について、特定行政庁又は警察庁捜査第一課を通じて国土交通省と調整すること。

(3) 特定行政庁との情報交換

ア 特定行政庁から事故原因等に係る情報提供を要請された場合には、捜査上支障のない範囲において、可能な限り情報を提供するものとする。また、捜査の進捗により、提供が可能と見込まれる場合は、その内容、時期等について、特定行政庁と調整すること。

イ 特定行政庁に対する同庁による立入検査等の結果等についての情報提供の要請は、捜査上の必要に応じて行うものとする。

(4) 国土交通省との情報交換

国土交通省からの事故原因等に係る情報提供の要請又は同省に対する同省による立入検査等の結果等についての情報提供の要請は、警察庁捜査第一課が同省と調整を行うことから、直接同省との調整を行わないよう留意すること。

3 窓口

各都道府県警察の窓口は、原則として、警視庁及び道府県警察本部刑事部捜査第一課の特殊事件捜査担当の警部以上の者とする。

4 警察庁への報告

特定行政庁から個別事案に関して協力要請があった場合には、警察庁捜査第一課に報告の上対応するものとする。その他、本通達の実施に関して疑義が生じた場合についても同様とする。

5 参考

- (1) 「建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について」（平成27年6月1日付け警察庁丙刑企発第55号ほか）
- (2) 「建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）」（平成27年6月1日付け国住指第831号）

建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について

警察庁丙刑企発第55号
警察庁丙捜一発第6号
国住指第4853号
平成27年6月1日

警察庁刑事局長 三浦 正充

国土交通省住宅局長 橋本 公博

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物若しくは法第66条若しくは第88条第1項若しくは第2項に規定する工作物（以下「建築物等」という。）の利用に伴い生じた事故又は建築物等において発生した火災により人の生命又は身体に係る被害が生じた場合における警察が行う犯罪捜査と、国土交通省及び法第2条第35号に規定する特定行政庁が法令の規定に基づき行う立入検査等（以下「事故調査」という。）とは、それぞれの異なる目的の下に異なる法律上の手続によって発動され、いずれもそれぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係にあるものではない。

警察と国土交通省及び特定行政庁は、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、支障のない限り互いに協力を行うものとする。

国住指第 8 3 1 号
平成 27 年 6 月 1 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）

建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査における留意事項につきましては、これまでに「建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）」（平成 21 年 2 月 6 日付け国住指第 4026 号）及び「建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について（技術的助言）」（平成 21 年 7 月 3 日付け国住指第 1364 号）を通知したところですが、建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）が本日施行されることに伴い、改めて国土交通省と警察庁との間で協議を行い、別添のとおり、警察と国土交通省及び特定行政庁は、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、支障のない限り互いに協力を行うことを確認するとともに、下記のとおり、事故調査における留意事項をとりまとめましたので、執務の参考とされますようお願いいたします。

また、管内特定行政庁に対しても、この旨周知をお願いいたします。

記

- 1 改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 5 項から第 7 項までの規定に基づき、報告徴収、物件の提出要求、立入検査等（以下「事故調査」という。）を行おうとする場合で、既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合には、都道府県警察に対し、事故調査への協力を要請すること。また、必要に応じて、都道府県警察に対し、事故原因等に係る情報提供を求めること。
- 2 上記 1 に当たっては、必要に応じて、当該都道府県警察の窓口について、国土交通省に照会し、確認すること。なお、事故調査への協力や情報提供については、必要に応じて、国土交通省及び警察庁において調整を行うものとする。
- 3 上記 1 に当たって、事故発生直後等のため、事故調査への協力や事故原因等に係る情報提供を都道府県警察から得ることが難しい場合には、引き続き当該都道府県警察と連絡を密にし、協力等が得られる時期の見込みについて調整すること。
- 4 国土交通省が、都道府県警察に対し、法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく事故調査への協力を要請する場合には、特定行政庁又は警察庁を通じて、これを行うことに留意すること。